

別表第3 事業所内保育事業（定員20人以上）（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の子どもの場合 ⑦
				保育標準時間認定		保育短時間認定		
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥		
10/100 地域	20人から 30人まで	3号	1、2歳児	152,380	(225,360)	135,940	(208,920)	⑥×84/100
			乳児	225,360		208,920		
	31人から 40人まで	3号	1、2歳児	135,980	(208,960)	123,650	(196,630)	
			乳児	208,960		196,630		
	41人から 50人まで	3号	1、2歳児	131,480	(204,460)	121,610	(194,590)	
			乳児	204,460		194,590		
	51人から 60人まで	3号	1、2歳児	123,440	(196,420)	115,220	(188,200)	
			乳児	196,420		188,200		
	61人から	3号	1、2歳児	117,780	(190,760)	110,730	(183,710)	
			乳児	190,760		183,710		

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	年齢区分 ④	処遇改善等加算 I					
				保育標準時間認定			保育短時間認定		
				(注) ⑧			(注) ⑧		
10/100 地域	20人 から 30人 まで	3号	1、2歳児 +	1,400	(2,130)	×加算率	1,230	(1,960)	×加算率
			乳児 +	2,130 ×加算率			1,960 ×加算率		
	31人 から 40人 まで	3号	1、2歳児 +	1,240	(1,970)	×加算率	1,110	(1,840)	×加算率
			乳児 +	1,970 ×加算率			1,840 ×加算率		
	41人 から 50人 まで	3号	1、2歳児 +	1,190	(1,920)	×加算率	1,090	(1,820)	×加算率
			乳児 +	1,920 ×加算率			1,820 ×加算率		
	51人 から 60人 まで	3号	1、2歳児 +	1,110	(1,840)	×加算率	1,030	(1,760)	×加算率
			乳児 +	1,840 ×加算率			1,760 ×加算率		
	61人 から	3号	1、2歳児 +	1,060	(1,790)	×加算率	990	(1,720)	×加算率
			乳児 +	1,790 ×加算率			1,720 ×加算率		

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算					
				処遇改善等加算 I ⑩					
				(注)		(注)			
10/100 地域	20人から 30人まで	3号	1、2歳児	+	146,530	(73,260)	+ 1,460	(730)	×加算率
			乳児	+	73,260		+ 730	×加算率	
	31人から 40人まで	3号	1、2歳児	+	146,530	(73,260)	+ 1,460	(730)	×加算率
			乳児	+	73,260		+ 730	×加算率	
	41人から 50人まで	3号	1、2歳児	+	146,530	(73,260)	+ 1,460	(730)	×加算率
			乳児	+	73,260		+ 730	×加算率	
	51人から 60人まで	3号	1、2歳児	+	146,530	(73,260)	+ 1,460	(730)	×加算率
			乳児	+	73,260		+ 730	×加算率	
	61人から	3号	1、2歳児	+	146,530	(73,260)	+ 1,460	(730)	×加算率
			乳児	+	73,260		+ 730	×加算率	

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

休日保育加算	
① 処遇改善等加算 I	

10/100 地域	20人から 30人まで	3号	1、2歳児 乳児	+
	31人から 40人まで	3号	1、2歳児 乳児	
	41人から 50人まで	3号	1、2歳児 乳児	
	51人から 60人まで	3号	1、2歳児 乳児	
	61人から	3号	1、2歳児 乳児	

休日保育の年間延べ利用子ども数			+	各月初日の 利用子ども数
～ 210人	252,500	2,520×加算率		
211人～ 279人	270,200	2,700×加算率		
280人～ 349人	305,800	3,050×加算率		
350人～ 419人	341,400	3,410×加算率		
420人～ 489人	377,000	3,770×加算率		
490人～ 559人	412,600	4,120×加算率		
560人～ 629人	448,200	4,480×加算率		
630人～ 699人	483,700	4,830×加算率		
700人～ 769人	519,300	5,190×加算率		
770人～ 839人	554,900	5,540×加算率		
840人～ 909人	590,500	5,900×加算率		
910人～ 979人	626,100	6,260×加算率		
980人～ 1,049人	661,700	6,610×加算率		
1,050人～	697,200	6,970×加算率		

各月初日の
利用子ども数

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	夜間保育加算		減価償却費加算		賃借料加算			連携施設を 設定しない場合 ⑮							
				処遇改善等 加算 I ⑫		加算額 標準 都市部 ⑬		加算額 標準 都市部 ⑭										
10/100 地域	20人 から 30人 まで	3号	1、2歳児	+	21,090	+	150×加算率	+	5,500	6,000	+	a地域	10,600	11,800	-	820		
	乳児		b地域									5,800	6,500					
	31人 から 40人 まで	3号	1、2歳児	+	17,140	+	110×加算率	+	4,800	5,300	+	a地域	9,400	10,500			-	610
	乳児		b地域									5,200	5,700					
	41人 から 50人 まで	3号	1、2歳児	+	14,770	+	90×加算率	+	4,300	4,800	+	a地域	8,400	9,400				
乳児	b地域		4,600									5,100						
51人 から 60人 まで	3号	1、2歳児	+	13,190	+	70×加算率	+	3,600	4,000	+	a地域	7,100	7,900	-	410			
乳児		b地域									3,900	4,300						
61人 から	3号	1、2歳児	+	12,060	+	60×加算率	+	3,100	3,400	+	a地域	6,100	6,800			-	350	
乳児		b地域									3,300	3,700						
												c地域	2,900					3,200
												d地域	2,600	2,900				

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	管理者を設置していない場合 ⑭	処遇改善等加算Ⅰ
10/100 地域	20人から 30人まで	3号	1、2歳児 乳児	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑫) \times 12/100$	16,750	$160 \times \text{加算率}$
	31人から 40人まで	3号	1、2歳児 乳児	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑫) \times 11/100$	12,560	$120 \times \text{加算率}$
	41人から 50人まで	3号	1、2歳児 乳児	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑫) \times 15/100$	10,050	$100 \times \text{加算率}$
	51人から 60人まで	3号	1、2歳児 乳児	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑫) \times 14/100$	8,370	$80 \times \text{加算率}$
	61人から	3号	1、2歳児 乳児	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑫) \times 13/100$	7,180	$70 \times \text{加算率}$

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	土曜日に閉所する場合				
				月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合	
10/100 地域	20人から 30人まで	3号	1、2歳児	乳児	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 1/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 3/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 4/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 6/100$
	31人から 40人まで		1、2歳児		乳児	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 1/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 3/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 4/100$
	41人から 50人まで	3号	1、2歳児	乳児	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 1/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 3/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 4/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 6/100$
	51人から 60人まで		1、2歳児		乳児	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 2/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 3/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 5/100$
	61人から	3号	1、2歳児	乳児	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 2/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 3/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 5/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 6/100$
	1、2歳児		乳児					

⑬

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④
-----------	-----------	-----------	-----------

定員を恒常的に超過する場合
⑱

10/100 地域	20人から 30人まで	3号	1、2歳児 乳児
	31人から 40人まで	3号	1、2歳児 乳児
	41人から 50人まで	3号	1、2歳児 乳児
	51人から 60人まで	3号	1、2歳児 乳児
	61人から	3号	1、2歳児 乳児

(⑥~⑱)
×別に定める調整率

加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	⑳	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,900 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める												
処遇改善等加算Ⅲ	㉑	11,000 × 加算Ⅲ算定対象人数 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める												
冷暖房費加算	㉒	<table border="1"> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1,840</td> <td>4 級 地</td> <td>1,270</td> </tr> <tr> <td>2 級 地</td> <td>1,630</td> <td>そ の 他 地 域</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>1,610</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 級 地	1,840	4 級 地	1,270	2 級 地	1,630	そ の 他 地 域	110	3 級 地	1,610			※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
1 級 地	1,840	4 級 地	1,270												
2 級 地	1,630	そ の 他 地 域	110												
3 級 地	1,610														
除雪費加算	㉓	6,180	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
降灰除去費加算	㉔	155,870 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
施設機能強化推進費加算	㉕	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
栄養管理加算	㉖	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>基本額 76,960</td> <td>処遇改善等加算Ⅰ + 760 × 加算率</td> <td>÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基本額 50,000</td> <td>処遇改善等加算Ⅰ + 500 × 加算率</td> <td>÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>基本額 10,000</td> <td></td> <td>÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> </table>	A	基本額 76,960	処遇改善等加算Ⅰ + 760 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数	B	基本額 50,000	処遇改善等加算Ⅰ + 500 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数	C	基本額 10,000		÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
A	基本額 76,960	処遇改善等加算Ⅰ + 760 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数												
B	基本額 50,000	処遇改善等加算Ⅰ + 500 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数												
C	基本額 10,000		÷ 各月初日の利用子ども数												
第三者評価受審加算	㉗	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

定員を恒常的に超過する場合に係る別に定める調整率 事業所内保育事業（定員20人以上）（保育認定）

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	利用子ども数				
				20人から30人まで	31人から40人まで	41人から50人まで	51人から60人まで	61人から
10/100地域	20人から30人まで	3号	1、2歳児	/	91/100	89/100	85/100	81/100
	乳児		/	/	/	/	/	
	31人から40人まで	3号	1、2歳児	/	/	98/100	93/100	89/100
	乳児		/	/	/	/	/	
	41人から50人まで	3号	1、2歳児	/	/	/	95/100	91/100
乳児	/		/	/	/	/		
51人から60人まで	3号	1、2歳児	/	/	/	/	96/100	
乳児		/	/	/	/	/		
61人から	3号	1、2歳児	/	/	/	/	/	
			乳児	/	/	/	/	/